

岩手県告示第235号

県立都市公園条例（昭和41年岩手県条例第15号。以下「条例」という。）第23条第2項の規定により、岩手県立御所湖広域公園（艇庫に限る。）の利用料金を次のとおり承認した。

平成30年3月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施設を利用する場合にあっては、表1に掲げる額
- 2 附属の設備を使用する場合にあっては、表2に掲げる額
- 3 条例第21条第2項において準用する条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合にあっては、表3に掲げる額
- 4 利用料金の適用年月日

平成30年4月1日

表1 施設の利用料金

使用の区分	単 位	利用料金	
		一 般	学生及び生徒
エイトを保管する場合	1月までごとに1艇ごとに	円 5,290	円 2,640
シェルフォア又はクォドルプルを保管する場合	1月までごとに1艇ごとに	3,920	1,960
ナックルフォア、ダブルスカル又はシェルペアを保管する場合	1月までごとに1艇ごとに	3,330	1,670
シングルスカル又はナックルペアを保管する場合	1月までごとに1艇ごとに	2,700	1,360
カヤックフォアを保管する場合	1月までごとに1艇ごとに	1,720	860
カナディアンフォア又はカナディアンダブルを保管する場合	1月までごとに1艇ごとに	1,350	680
カナディアンシングルを保管する場合	1月までごとに1艇ごとに	1,110	560
カヤックダブルを保管する場合	1月までごとに1艇ごとに	980	490
カヤックシングルを保管する場合	1月までごとに1艇ごとに	610	310

表2 附属の設備の利用料金

区 分		単 位	利用料金	
舟艇	シェルフォア	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	円 610
			使用時間が4時間を超える場合	930
	ナックルフォア	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	610
			使用時間が4時間を超える場合	930
	ダブルスカル	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	490
			使用時間が4時間を超える場合	740
	シェルペア	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	490
			使用時間が4時間を超える場合	740
	シングルスカル	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	250
			使用時間が4時間を超える場合	370

カヤックフォア	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	610
		使用時間が4時間を超える場合	930
カナディアンダブル	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	490
		使用時間が4時間を超える場合	740
カナディアンシングル	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	250
		使用時間が4時間を超える場合	370
カヤックダブル	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	490
		使用時間が4時間を超える場合	740
カヤックシングル	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	250
		使用時間が4時間を超える場合	370
普及用舟艇	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	250
		使用時間が4時間を超える場合	370
審判艇	1日までごとに1艇につき		9,200円に燃料の実費相当額を加えた額
コース設定作業艇			燃料の実費相当額
拡声機	1日までごとに		3,920
競技用備品	電話機	1日までごとに1式ごとに	3,190
	流速計	1日までごとに1台ごとに	1,470
	テント	1日までごとに1張ごとに	520
	トランシーバー	1日までごとに1台ごとに	180
	電気メガホン	1日までごとに1台ごとに	130
	風向風速計	1日までごとに1台ごとに	130
	ストップウォッチ	1日までごとに1個ごとに	30
トレーニング用具	スライディングバック	1日までごとに1台ごとに	130
	ローイングエルゴメーター	1日までごとに1台ごとに	130

備考 舟艇又はトレーニング用具を学生又は生徒が使用する場合の利用料金の額は、この表に掲げる額の半額（その額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。）とする。

表3 条例第21条第2項において準用する条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合の利用料金

区 分	単 位	利用料金
行商、募金その他これらに類する行為	1人1日までごとに	円 1,140
業として行う写真の撮影	1日までごとに1台ごとに	110
興行	1日までごとに	7,600
展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催	1日までごとに	3,800